

東京都保健医療計画について

- ◆ 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画
【現行第7次計画の計画期間】 平成30年度～令和5年度の6年間
➢ 今年度は、現行計画最終年に当たることから、改定を実施
【第8次計画の計画期間】 令和6年度～令和11年度の6年間
 - ◆ 令和3年医療法改正により、第8次計画から記載事項に「新興感染症拡大時における医療」が追加され、5疾病・6事業※等を記載
※5疾病：がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患、6事業：救急・災害・新興感染症・へき地・周産期・小児（小児救急を含む。）医療

改定スケジュール